

平成21年度第1回向日市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- ・日時：平成21年10月6日(火)午後2時から午後3時15分
 - ・場所：向日市民会館第2会議室(4F)
 - ・出席者：(委員)
山本恵子委員、大塚俊三委員、菊岡範一委員、木下八十八委員、木下博史委員
高桑稔委員、安田有里委員
(事務局)
檜谷健康福祉部長、河合健康福祉部参事、小田障害高齢福祉課長
関本障害高齢福祉課担当課長、高田地域包括支援センター長
細川障害高齢福祉課担当係長
 - ・傍聴者：0名
 - ・議事：
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 会議の公開について
 - (3) 平成20年度向日市地域包括支援センター事業実績について
 - (4) 平成21年度向日市地域包括支援センター事業実施状況について
-

議事(要約)

- 1 開会あいさつ
- 2 部長あいさつ
- 3 委員紹介・事務局紹介
- 4 会長及び副会長の選出 : 山本委員が会長に、菊岡委員が副会長に選出された。

5 「向日市地域包括支援センター運営協議会の会議の公開に関する要綱」及び「向日市地域包括支援センター運営協議会傍聴要領」の策定について

【会長】

本日の会議は会議次第に沿って進行します。まず、会議の公開について、事務局より説明をお願いします。

～事務局説明～

平成20年4月1日から「向日市審議会等の会議の公開に関する指針」を施行しました。この指針は、審議会等の会議に関し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を推進することを目的に策定したものであります。指針においては、公開するか否かについて当審議会等が決定するものとなっております。従来においては、本運営協議会に係る会議の公開、非公開の決定手続きや公開の方法等について、これといった取り決めがなかったことから、今回、市で定めた「向日市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、当運営協議会として要綱を整備しようとするものです。

それでは、要綱の要点を説明させていただきます。第2条では、本運営協議会では、非公開とすべき議案があった場合は、会議全体を非公開とするのではなく、その議案だけを非公開とする旨を規定しています。

第3条では、公開の方法として会長が傍聴希望者に許可することにより行うこととしています。

第6条では、傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定めることとしています。

第7条では、会議の開催に関する情報を事前に市民に周知するよう定めています。

なお、施行期日は、本日付けといたしております。

続いて、「向日市地域包括支援センター運営協議会傍聴要領」については、「2 傍聴の手続き」で、傍聴希望者は会議10分前に受付票に記入し、許可を受けた者に許可証を交付することとしています。

「3 傍聴を許可しない者」では、傍聴者の入場の条件として、酒気を帯びている者や、のぼり・旗などの示威のために利用するものを携帯している者などについては、傍聴を許可しない事としています。

「4 傍聴者の守るべき事項」では、傍聴者の遵守事項を定めており、会議の秩序を維持するため、「5 違反者に対する措置」において、この要領に従わないものは、会場から退場させることを規定しています。

なお、この要領の施行期日も本日付けといたしております。

【会長】

只今の説明に関して、何かご質問はありませんか。

【委員】

傍聴要領では、傍聴希望者は会議の10分前に受付したものに許可証を交付することとなってい

ますが、現在、会議開始から15分以上経過します。今から傍聴希望者が来た場合は傍聴できるのですか。

【事務局】

要領に定めたとおり、原則は会議開始までに受付けを済まし、会長の許可を受けることとしておりますが、本日につきましては、現時点までは、非公開となっており、この審議が終了し、公開すると決まった時点で傍聴希望がある場合には、会長の許可を得て傍聴してもらう予定としております。

【会長】

他にご質問はございませんか。

では、会議の公開についての案件について、原案どおり可決することに異議等はありませんか。

【委員】

異議なし

【会長】

それでは、ご異議がないものと認めます。よって、本日の会議を公開することします。

本日、傍聴希望者はおられますか。

【事務局】

現在、傍聴希望者はおられません。

【会長】

それでは、次の議事をおこないます。

6 「平成20年度向日市地域包括支援センターの事業実績について」

【会長】

では、平成20年度向日市地域包括支援センターの事業実績について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～資料1「平成20年度向日市地域包括支援センター事業実績」に基づき説明～

【会長】

只今の事務局からの説明について、何かご質問、ご意見等はありませんか。

【会長】

相談延べ件数の実績が示されていますが、相談が解決されたケースを件数として把握されていますか。他市の例ですが、相談を受けても、解決されていないケースが多いという報告がありますが、向日市では相談に対して解決がなされた件数を把握する分析を行っているのですか。

【事務局】

相談に対して解決がなされたかどうかという分析は行っていません。介護保険の申請やサービス利用に関する相談については、介護保険の申請が完了した時点やサービス利用に結びついた時点で終了とすることも可能ですが、現時点ではこのような場合の件数をカウントする方法は行っていません。

【会長】

介護保険関係は解決するケースが多いと思いますが、高齢者虐待の場合や若年性認知症などで利用できるサービスが少ない場合など、すぐに解決されずに継続するケースが多いと思いますが、どのように対応されているのでしょうか。

【事務局】

継続して相談支援が必要な場合には、状況把握を実施し、定期的な見守り訪問など経過観察を行っています。

【委員】

権利擁護（成年後見制度等）に関する相談件数が多いようですが、このうち、直ぐに支援を受けたいという方がどの程度いたのか、また、支援を受けた方がどのような支援を受けたのかを教えてください。

【事務局】

平成20年度における権利擁護に関する相談は、延べ418件ですが、そのうち成年後見制度に関する相談は延べ58件で、その相談実人数は22人でした。その相談内容については、今後の参考のためであるとか、制度の理解のためであるという相談が多いのが現状といえます。実際に成年後見制度の申立てを行った件数は2件でありました。

【会長】

訪問による相談のうち、高齢者虐待に関する訪問件数は把握できているのでしょうか。

【事務局】

訪問延べ件数は総数でカウントしており、高齢者虐待に関する訪問件数は現時点では把握できておりません。

【会長】

資料1によると、高齢者虐待に関する相談延べ件数が71件であり、新規相談件数が5件となっていますが、これは昨年度以前から継続している件数が含まれていると理解してよいのでしょうか。

【事務局】

ご指摘のとおり、この件数には、平成19年からの件数が継続して含まれています。

【会長】

新規相談件数は延べ件数ですか。

【事務局】

新規相談件数については相談者の実人数です。

【会長】

相談内容別件数は延べ件数の「うち、新規相談件数」と記されているので、そのまま受け止めれば、すべて延べ件数となります。延べ件数以外に相談者の実人数もあるほうが、実績状況が把握しやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

相談の延べ件数と相談実人数を別に集計してまとめるべきではないでしょうか。このままであれば、統計として比較検討ができません。今回の集計の仕方では、実際にどのくらい相談を受けて支援したかがわからないということになります。5ケースの実人数に1ケースあたり何回訪問したかというような実績がわかるような表し方にされたほうがよいと思います。

【会長】

この表し方では実人数であることはわからないので、件数の表し方を変えたほうがよいと思います。

【事務局】

ご指摘のとおり、延べ件数の欄の横に「うち、新規相談件数」として実人数を示すのは、表としてはわかりにくく、件数の比較分析ができないので、今後については、わかりやすい実績件数の表し方を検討し、次回からは、延べ人数と実人数が比較できるようにし、そのうち、新規相談の件数と継続相談の件数をそれぞれ別に表すなど工夫するよう検討いたします。

【会長】

ネットワーク構築に関する内容としては、(4)向日市包括ケア会議、(5)地域包括支援センター連絡会議、(6)介護支援専門員連絡会議の項目が、それにあたるとは思いますが、実際にこれらのネットワークはどのように機能しているのですか。また、問題点等があればお答えいただけますか。

他都市などでは、日常のケアプランづくりに追われて、ネットワーク構築業務が充分できていない状況もあるようですが、向日市においては、実際にはどのような状況でしょうか。

【事務局】

実務内容に占める割合としては、総合相談支援とケアプラン作成業務に業務時間の多くを費やしており、ネットワーク構築に関する業務については、十分な活動とは言い難いのですが、(4)向

日市包括ケア会議、(5)地域包括支援センター連絡会議、(6)介護支援専門員連絡会議など、それぞれの活動において、基本的なネットワーク体制を構築しており、関係者のスキルアップや困難ケースに対応する方法の検討などをおおして、定期的な活動をおこなっているところであります。

高齢者虐待に関しては、「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を組織し、対応マニュアルの作成し、虐待ケースの対応について検討するよう努めている状況です。

【委員】

ボランティア活動に関して言いますと、地域包括支援センターとの日常的な連携は行えていると思いますし、連携体制についても少しずつ構築されていると思いますが、地域包括システム自体が市民に浸透し認知されているかといいますと、まだまだの現状ではあるのではないかと思います。

【会長】

地域支援サポーターと地域包括支援センターは具体的な連携がなされる体制にあるのでしょうか。

【委員】

地域サポーターと呼ばれているボランティア活動の組織は、現在30名くらいの登録があり、ボランティア活動等を行っておられます。地域包括支援センターとの連携を深めるために、昨年度の介護支援専門員連絡会議のなかで研修として「向日市社協ボランティアセンターの現状」として取り上げていただき、その後、市内のケアマネジャーの方々に認知していただき、インフォーマルサービスのひとつとして活動の取り組みを進めているところです。

【会長】

わかりました。

他都市の地域包括支援センターの職員から、残業時間数が多いと伺うことがあるのですが、向日市地域包括支援センターにおいては、残業の実態はどのような状況でしょうか。向日市地域包括支援センターの人員配置は基本の人員より少し余裕があるようですが、実状はどのようになっていますか。

【事務局】

他市の地域包括支援センターの残業の実態については、詳しく把握していませんが、相談支援の実態としては、例えば、新規の高齢者虐待のケースがあった場合、その対応に職員が1日を費やすことも多く、そのため、通常業務に影響し、その処理に夜間まで残業することも少なくない状況ではあります。

【会長】

高齢者虐待のケースなどにおいて、特別養護老人ホーム等に措置入所をしたケースはありますか。

【事務局】

現在のところ、措置入所を行ったことはありません。

本市においては、高齢者虐待に対応して一時的に保護対応できる居室1床を事業所と契約し、確保していますが、いままでのところ、高齢者虐待の場合の養護者からの分離については、フォーマルな介護保険サービス等に対応してきたところであります。

7 「平成21年度地域包括支援センターの事業実施状況について」

【会長】

それでは、平成21年度向日市地域包括支援センターの事業の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～資料2「平成21年度向日市地域包括支援センター事業実績（上半期）」に基づき説明～

【会長】

只今の事務局からの説明について、何かご質問、ご意見等はありませんか。

【委員】

今年度、介護保険が改定されましたが、昨年度に比べて、介護保険に関する相談は増えているのではないかとと思いますが、現在の傾向としてはどのような状況ですか。

【事務局】

権利擁護に関する相談は増加傾向にありますが、現時点では、介護保険に関する相談はあまり変わらない状況にあります。

【委員】

相談内容別件数において、「実態把握に関すること」の相談が、昨年度に比べて少し増加傾向にあると思われませんが、実態把握とは、具体的には何を把握され、どのような活動につながるのかということが1点、また、資料1の平成20年度の事業実績には記載されている介護予防訪問型事業の欄が、資料2の平成21年度の事業実施状況では記載がないが、このことが関係しているのでしょうか。この2点について伺います。

【事務局】

「実態把握に関すること」の今年度の相談件数が、平成20年度に比べて、増加傾向に或る理由としては、ご指摘のとおり、介護予防訪問型事業として行っていた訪問による見守り等を地域包括支援センターが行う訪問による相談支援事業に組み入れたことが考えられます。

【委員】

実態把握されるケースはどのような基準で決められているのですか。

【事務局】

ご本人の拒否などの理由で介護サービスやその他のサービスにつながらないケースや経済的に問題のあるケースのうち、何らかの支援が必要なケースを対象に定期的な訪問支援を行い、必要な場合には他のサービスと連携を取り対応するよう努めています。

地域住民から近隣の方で心配な方がいるので対応してほしいなどの通報や民生委員の方からの連絡があり対応するケースが多い状況にあります。

【委員】

そのようなケースは男女どちらが多いのでしょうか。個人的には男性が多いように思いますが、実際はどちらが多いのでしょうか。

【事務局】

男女差はほとんどない状況です。

【会長】

平成20年度と平成21年度の各事業状況を比較して、何か特徴的な事があれば、挙げていただけますか。

【事務局】

平成21年の事業状況は4か月間の途中経過でありますので、すべてを比較するには難しい点がありますが、相談者別の件数としては、本人及び家族からの相談件数が少し増加傾向にあり、相談内容別件数については、昨年度は介護保険に関する相談や新予防給付に関する相談多くみられましたが、今年度は権利養護に関する相談が増えています。また、その相談内容も様々な事情が関係して複雑化している傾向にあります。

今年度の新たな事業としましては、認知症に対応した支援体制構築事業を計画しております。認知症を総合的に支援する体制づくりを目的に行う事業であり、この事業におきましても、地域包括支援センターが中心的な役割を担うこととなります。この事業については、10月からの実施でありますので、具体的な事業内容につきましては、次回の運営協議会で報告させていただき予定にしております。

【委員】

その認知症に対応した新しい事業は、乙訓管内全体で展開する予定なのですか。

【事務局】

向日市域を対象として行う予定です。

【委員】

乙訓医師会においては、すでに担当理事が中心となり、「乙訓認知症かかりつけ医システム」を構築し活動を始めていますので、是非、連携をとって進めていただきたいと思います。

【事務局】

乙訓医師会の「乙訓認知症かかりつけ医システム」については、承知いたしております、コーディネーターが乙訓医師会の「乙訓認知症かかりつけ医システム」の担当医師と連絡を取り、相談を始めています。また、具体的な連携体制についてはこれから検討させていただきたいと考えております。

【委員】

今回、提示された資料1と資料2は平成20年度と平成21年度を比較する意図があると思うが、昨年度に行われた(4)向日市包括ケア会議がないなど、多少、事業内容に食い違いがみられます。何か事情があるのですか。

【事務局】

平成21年度の事業実績については、おおむね4か月間の内容を記してあり、向日市包括ケア会議については、今年度は2回開催を予定しており、第1回目はこの10月15日開催となっております。第2回目の開催日は未定ですが、年度末までには、開催を予定しております。

【委員】

今後については、年度途中の報告資料には、計画や予定を提示するなど、昨年度事業との変更点を明確に示していただくと、わかりやすくなると思います。

【事務局】

今後については、ご指摘のとおり工夫をさせていただくように努力させていただきます。

【委員】

資料2の(8)出張講座についてですが、対象となっている団体名が骨サークルなどとなっております、ユニークな名称だと思いますが、団体名だけではどのような団体なのかわかりませんので、どのような団体なのか教えていただけますか。

【事務局】

骨サークル、KMOB会、わかばサークルというのは、健康推進課が実施している健康教室に参加された方々が自主的に活動されているグループです。今年度は、これらの団体から要望があり、介護保険制度のサービス利用に関する概要について説明を行いました。

【会長】

他に、ご質問はございませんか。

【事務局】

次回の運営協議会開催日は未定ですが、来年の2月から3月頃の開催を予定しております。

【会長】

それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

8 閉会